

# 特定労務管理対象機関の指定申請手続き等について

## **1. 時間外労働の上限規制の概要**

令和6年4月から診療に従事する勤務医に対して時間外労働の上限規制が適用され、時間外・休日労働の上限は原則年960時間以下/月100時間未満（例外あり）となりますが、地域医療提供体制の確保の観点からやむを得ず、医療機関で診療に従事する勤務医の時間外労働の上限水準を超えざるを得ない場合には特定労務管理対象機関【特定地域医療提供機関（いわゆるB水準対象機関）、連携型特定地域医療提供機関（いわゆる連携B水準対象機関）、一定の期間集中的に技能向上のため必要がある場合には技能向上集中研修機関（いわゆるC-1水準対象機関）及び特定高度技能研修機関（いわゆるC-2水準対象機関）】として、都道府県知事が指定する医療機関において、指定に係る診療業務に従事する医師に対しては、年1,860時間以下/月100時間未満（例外あり）の時間外・休日労働が認められます。

## **2. 特定労務管理対象機関の指定について**

地域医療確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定をすることができます。

### 3. 指定要件・提出書類について

#### 特定地域医療提供機関（B水準）

○指定要件（以下の要件全てに該当すること。）

1	<p>・医療機能が以下の種類のいずれかに該当すること 対象となる医療機能は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「救急医療提供体制及び在宅医療提供体制のうち、特に予見不可能で緊急性の高い医療ニーズに対応するために整備しているもの」・「政策的に医療の確保が必要であるとして都道府県医療計画において計画的な確保を図っている「5疾病・6事業」双方の観点から、</li> <li>i 三次救急医療機関</li> <li>ii 二次救急医療機関 かつ 「年間救急車受入台数 1,000 台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数 500 件以上」 かつ 「医療計画において 5 疾病 6 事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」</li> <li>iii 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関</li> <li>iv 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関 (例) 精神科救急に対応する医療機関（特に患者が集中するもの）、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関</li> <li>◆特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関 (例) 高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等</li> </ul>
2	<p>・医師労働時間短縮計画に記載された時間外・休日労働の実績及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、36 協定において年 960 時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務があると考えられること</p>
3	<p>・労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること</li> <li>(2) 次に掲げる事項が全て記載されていること             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況</li> <li>イ 当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標</li> <li>ウ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項</li> <li>エ アからウに掲げるもののほか当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項</li> </ul> </li> </ol>
4	<p>・医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること</p>
5	<p>・労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと</p> <p>※労働時間に関する労働基準法及び賃金の支払いに関する最低賃金法の各規定に違反したことにより、過去 1 年以内に送検され、公表されたことがある場合には、長時間労働が例外的に許容される医師を雇用する雇用主として不適格であるとし、特定労務管理対象機関としての指定を認めないこととする。</p> <p>労働基準法 第 24 条（賃金の支払い）、第 32 条（労働時間）、第 35 条（休日労働）、第 36 条（上限時間）、第 37 条（割増賃金）、第 141 条（上限時間） 最低賃金法 第 4 条（最低賃金）</p>

○提出書類

- ・特定地域医療提供機関（B水準）指定申請書（様式 1）
  - ・医療法第 113 条第 1 項に規定する業務があることを証する書類（添付書類 1）
  - ・医師労働時間短縮計画（案）
  - ・誓約書（添付書類 6）  
（医療法第 113 条第 3 項第 3 号の要件を満たすことを誓約する書類）
  - ・医療勤務環境評価センターによる評価結果の通知書  
（医療法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類）  
（医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類）
- ※ 追加で書類提出を求める場合があります。

## 連携型特定地域医療提供機関（連携 B 水準）

○指定要件（以下の要件全てに該当すること。）

1	・医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関であること
2	・36 協定においては年 960 時間以内の時間外・休日労働に関する上限時間の定めをしているが、副業・兼業先での労働時間を通算すると、時間外・休日労働が年 960 時間を超えることがやむを得ない医師が勤務していること
3	・労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること (1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること (2) 次に掲げる事項が全て記載されていること ア 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況 イ 当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 ウ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項 エ アからウに掲げるもののほか当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項
4	・医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること
5	・労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと

○提出書類

- ・連携型特定地域医療提供機関（連携 B 水準）指定申請書（様式 2）
- ・医療法第 118 条第 1 項に規定する業務があることを証する書類（添付書類 2）
- ・医師労働時間短縮計画（案）
- ・誓約書（添付書類 6）  
 （医療法第 118 条第 2 項において準用する法第 113 条第 3 項第 3 号の要件を満たすことを誓約する書類）
- ・医療勤務環境評価センターによる評価結果の通知書  
 （医療法第 118 条第 2 項において準用する法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類）  
 （医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類）

※ 追加で書類提出を求める場合があります。

## 技能向上集中研修機関（C-1 水準）

○指定要件（以下の要件全てに該当すること。）

1	・都道府県知事により指定された臨床研修プログラム又は日本専門医機構により認定された専門研修プログラム／カリキュラムの研修機関であること
2	・「適正な労務管理」と「研修の効率化」が行われた上で、指定要件 3 の医師労働時間短縮計画に記載された時間外・休日労働の実績及び指定申請の際に明示されたプログラム・カリキュラムの想定労働時間（プログラム全体及び各医療機関における時間）を踏まえ、36 協定において年 960 時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めが必要と考えられること
3	・労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること (1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること (2) 次に掲げる事項が全て記載されていること ア 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況 イ 当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 ウ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項 エ アからウに掲げるもののほか当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項
4	・医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること
5	・労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと

○提出書類

- ・技能向上集中研修機関（C-1 水準）指定申請書（様式 3）
- ・医療法第 119 条第 1 項に規定する業務があることを証する書類（添付書類 3）
- ・【医療法第 119 条第 1 項の指定に係る業務が臨床研修の場合】  
 臨床研修病院群の想定時間外・休日労働時間の記載（添付資料 4）
- ・【医療法第 119 条第 1 項の指定に係る業務が専門研修の場合】  
 研修施設における想定時間外・休日労働時間の記載（添付資料 5）
- ・医師労働時間短縮計画（案）
- ・誓約書（添付書類 6）  
 （医療法第 119 条第 2 項において準用する法第 113 条第 3 項第 3 号の要件を満たすことを誓約する書類）
- ・医療勤務環境評価センターによる評価結果の通知書  
 （医療法第 119 条第 2 項において準用する法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類）  
 （医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類）

※ 追加で書類提出を求める場合があります。

## 特定高度技能研修機関（C-2 水準）

○指定要件（以下の要件全てに該当すること。）

1	・C-2水準の対象として厚生労働大臣が公示する「我が国の医療技術の水準向上に向け、先進的な手術方法など高度な技能を有する医師を育成することが公益上必要である分野」において、C-2水準の対象として審査組織が特定する技能（以下「特定高度技能」という。）を有する医師を育成するのに十分な教育研修環境を有していること
2	・医師労働時間短縮計画に記載された時間外・休日労働の実績及び審査組織の意見を踏まえ、36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めが必要と考えられること。
3	・労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること (1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること (2) 次に掲げる事項が全て記載されていること ア 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況 イ 当該医療機関に勤務する労働者が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 ウ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項 エ アからウに掲げるもののほか当該医療機関に勤務する労働者が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項
4	・医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること
5	・労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと

○提出書類

- ・特定高度技能研修機関（C-2水準）指定申請書（様式4）
  - ・審査組織に申請した医療機関申請書  
 ※指定後すぐにC-2水準適用の該当者がいる場合は該当者の技能研修計画（医療法第120条第1項の指定に係る業務があることを証する書類）
  - ・審査組織による審査結果の通知書  
 （医療法第120条第1項の確認を受けたことを証する書類）
  - ・医師労働時間短縮計画（案）
  - ・誓約書（添付書類6）  
 （医療法第120条第2項において準用する法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類）
  - ・医療勤務環境評価センターによる評価結果の通知書  
 （医療法第120条第2項において準用する法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類）  
 （医療法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類）
- ※ 追加で書類提出を求める場合があります。

## 4. 申請受付方法について

指定申請は、以下のいずれかにより受け付ける。

①	G-MIS	URL： <a href="https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login">https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login</a> ※各医療機関のアカウント及びパスワードは、既に医療機関が使用しているものをご利用ください。 ※時短計画の作成については、システムの仕様上、各医療機関の作成段階（申請前）でも県が確認できます。 ※G-MISから医師労働時間短縮計画の作成（ワード等で作成した時短計画のアップロードも可）を行えます。
②	メール	送付先：c11230@pref.gifu.lg.jp
③	郵送	送付先：〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁 健康福祉部 医療福祉連携推進課 医療人材確保係

## 5. 指定結果の公表について

特定労務管理機関の指定については、岐阜県医療福祉連携推進課の下記ウェブサイトにより公示する。  
**医療福祉連携推進課ホームページ（URL）**：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/345950.html>

## 6. 労働時間短縮計画の提出について

特定労務管理対象機関の管理者は、特定労務管理対象機関の指定を受けた後、遅滞なく正式な医師労働時間短縮計画を定め、様式5により計画期間の始期以降概ね2週間以内を目安に県に提出すること。

## 7. 労働時間短縮計画の変更について

特定労務管理対象機関の管理者は、医師労働時間短縮計画について、計画期間の始期から1年ごとに、当該機関に勤務する医師等関係者の意見を聴いた上で時短計画の見直しのための検討を行い、必要があると認めるときは時短計画を変更の上、様式6により県に提出すること。なお、検討の結果、変更する必要がない場合にも、その旨を様式7により県に提出すること。

## 8. 災害等やむを得ない事由により継続した休息時間の確保が難しい場合の手続きについて

特定労務管理対象機関の管理者は、特定対象医師について、医療法施行規則110条～119条で定めるところにより、継続した休息時間を確保する必要があるが、例外的な取り扱いとして、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、様式8により県に申請し、許可を受けることにより、必要な限度で前述の休息時間の確保を行わないことができる。なお、事態急迫のために許可を受ける暇がない場合には、事後に遅滞なく様式9により県に提出すること。

## 9. 指定に係る業務の変更について

特定地域医療提供機関の開設者は、特定労務管理対象機関の指定に係る業務の変更（厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、様式10、様式11、様式12または様式13のいずれかにより県に提出すること。

指定区分	提出書類
特定地域医療提供機関	様式10
連携型特定地域医療提供機関	様式11
技能向上集中研修機関	様式12
特定高度技能研修機関	様式13

## 10. 指定の取消しについて

県は、特定労務管理対象機関が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消す。

### 【指定の取消となる事由】

- ア. 指定の根拠となる業務がなくなると認められるとき
- イ. 「3. 指定要件・提出書類について」の指定要件を欠くに至ると認められるとき
- ウ. 指定に関し不正の行為があったとき
- エ. 特定労務管理対象機関の開設者が面接指導又は代償休息等に係る県の命令に違反したとき

## 11. 特定労務管理対象機関の指定の有効期限について

3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失う。

## 12. 特定労務管理対象機関指定の流れ

別紙1のとおり